

# さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例

## 目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化対策実行計画の策定等(第7条)

第2節 事業活動における地球温暖化対策(第8条—第12条)

第3節 日常生活における地球温暖化対策(第13条—第16条)

第4節 自動車等に係る地球温暖化対策(第17条—第20条)

第5節 脱炭素都市づくりの推進(第21条—第23条)

第6節 再生可能エネルギーの利用の促進(第24条)

第7節 廃棄物の発生の抑制等(第25条)

第8節 森林の保全、整備等(第26条)

第9節 気候変動適応の推進(第27条)

第10節 教育及び学習の推進等(第28条・第29条)

第3章 地球温暖化対策の推進体制等(第30条—第32条)

第4章 相模原市地球温暖化対策推進会議(第33条)

第5章 雑則(第34条・第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止することが人類共通の課題であることに鑑み、地球温暖化対策について、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定め、地域経済の発展及び市民生活の向上との両立を図りつつ地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会を実現し、もって良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。
- (2) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

- (3) 気候変動影響 地球温暖化その他の気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- (4) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他の生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。
- (5) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための取組並びに気候変動適応のための取組をいう。
- (6) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (7) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。
- (8) 再生可能エネルギー 太陽光、水力、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の推進は、気候変動のもたらす影響が誰もが直面している差し迫った危機であることを踏まえ、地域の特性に応じた気候変動適応並びにエネルギーの使用の合理化、再生可能エネルギーの利用の促進、森林の適切な保全及び整備その他の温室効果ガスの排出の量の削減等を総合的かつ計画的に推進しつつ、地域資源及び新たな技術を活用することにより、2050年の脱炭素社会の実現に向け、市、事業者、市民等あらゆる行動主体が相互に連携及び協力をし、一丸となって取り組むものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、自ら率先してこれに取り組み、脱炭素社会の実現を目指すものとする。

2 市は、前項の規定による地球温暖化対策の推進に当たっては、事業者、市民及びこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)と連携し、及び協働してこれを行うものとする。

3 市は、事業者、市民及び民間団体が行う地球温暖化対策を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

4 市は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策のための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その事業活動に関し、地球温暖化対策のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。  
(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、地球温暖化対策の重要性についての理解を深めるとともに、その日常生活に関し、地球温暖化対策のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

## 第2章 地球温暖化対策の推進

### 第1節 地球温暖化対策実行計画の策定等

第7条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の実施に関する計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)を策定しなければならない。

2 地球温暖化対策実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標

(3) 法第21条第3項に規定する事項その他前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

(4) 気候変動適応の推進に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、相模原市地球温暖化対策推進会議(第33条第1項に規定する相模原市地球温暖化対策推進会議をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 市長は、地球温暖化対策に係る技術の向上及び社会情勢を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策実行計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による地球温暖化対策実行計画の変更について準用する。

7 市長は、地球温暖化対策実行計画の実施状況について、毎年度、相模原市地球温暖化対策推進会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

### 第2節 事業活動における地球温暖化対策

(エネルギー使用量等の把握)

第8条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動に伴う

エネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。  
(設備に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第9条 事業者は、その事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減に資する方法で使用するよう努めなければならない。  
(環境物品等の選択)

第10条 事業者は、その事業活動において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)を優先的に選択するよう努めなければならない。  
(中小規模事業者に対する支援)

第11条 市は、事業活動に伴うエネルギーの使用量が中小規模である事業者として規則で定めるもの(以下「中小規模事業者」という。)による自主的かつ積極的な地球温暖化対策を促進するため、中小規模事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めなければならない。  
(中小規模事業者による地球温暖化対策計画の作成等)

第12条 中小規模事業者は、地球温暖化対策を計画的に推進するため、規則で定めるところにより、その事業活動に伴うエネルギーの使用の合理化その他温室効果ガスの排出の量の削減等を図るための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関して事業者が自ら定める目標
- (3) 前号の目標を達成するために実施しようとする措置の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 中小規模事業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定により作成した地球温暖化対策計画を市長に提出することができる。

4 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した中小規模事業者(以下「計画提出事業者」という。)は、当該地球温暖化対策計画の内容を変更したときは、速やかに、変更後の地球温暖化対策計画を市長に提出するものとする。

5 市は、計画提出事業者に対し、当該地球温暖化対策計画に基づく地球温暖化対策の推進に関し、次に掲げる支援等を行うよう努めなければならない。

- (1) 第2項第2号の目標の達成のための支援
- (2) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する助言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める措置

- 6 計画提出事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画の実施状況を市長に報告するものとする。
- 7 市長は、第3項及び第4項の規定により地球温暖化対策計画が提出されたとき、又は前項の規定により地球温暖化対策計画の実施状況が報告されたときは、規則で定めるところにより、当該地球温暖化対策計画又はその実施状況の概要を公表するものとする。
- 8 計画提出事業者は、当該地球温暖化対策計画を廃止したときは、その旨を市長に届け出るものとする。

### 第3節 日常生活における地球温暖化対策

(エネルギー使用量の把握等)

第13条 市民は、その日常生活におけるエネルギーの使用量の把握に努めるとともに、エネルギーの効率的な利用を実践する生活様式への転換を図り、温室効果ガスの排出の量の削減に努めなければならない。

(環境に配慮した消費行動等)

第14条 市民は、その日常生活において、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等を優先的に選択するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市内で生産された製品及び農産物を優先的に消費し、又は販売することにより、その輸送に伴う温室効果ガスの排出の量の削減に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が少ない電気機器等の購入等)

第15条 市民は、その日常生活において、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具(以下「電気機器等」という。)を購入し、又は使用する場合には、温室効果ガスの排出の量がより少ないものを優先的に選択し、又は温室効果ガスの排出の量をより少なくする方法により使用するよう努めなければならない。

(特定電気機器等販売事業者による省エネルギー性能の表示等)

第16条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの(以下「特定電気機器等」という。)の販売を業とする者(店舗において販売する者に限る。以下「特定電気機器等販売事業者」という。)は、当該店舗に陳列した特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい場所に、当該特定電気機器等の使用に係るエネルギーの消費量との対比における性能(以下「省エネルギー性能」という。)を示す事項を記載した規則で定める表示を付すよう努めなければならない。

2 特定電気機器等販売事業者は、特定電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。

### 第4節 自動車等に係る地球温暖化対策

(公共交通機関又は自転車の利用等の推進)

第17条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、自動車等(自動車及び原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

2 市は、公共交通機関又は自転車を利用しやすい環境の整備、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第18条 自動車等を所有し、又は使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法(以下「エコドライブ」という。)の実施及び自動車等の適正な整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車等を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が少ない自動車等の購入等)

第19条 自動車等を購入し、又はしようとする者は、その使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車等を購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(自動車販売業者による環境情報の説明)

第20条 過去に道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けていない自動車(以下「新車」という。)の販売を業とする者は、新車を購入しようとする者に対し、当該新車に係る環境情報(自動車に関する温室効果ガスの排出の量その他規則で定める事項をいう。)について説明するよう努めなければならない。

## 第5節 脱炭素都市づくりの推進

(脱炭素都市づくりの推進)

第21条 市は、市街地の整備その他のまちづくりに関する施策の実施に当たっては、事業者及び市民と連携し、及び協働して、地域の特性を生かしつつ、再生可能エネルギーの利用、エネルギーの効率的な利用その他の環境への配慮が図られた脱炭素都市づくりの推進に努めるものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減)

第22条 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築をしようとする者は、当該建築物について、再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する者の当該建築物に係る再生可能エネルギーの導入、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減を図る取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(建築物等の緑化)

第23条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めなければならない。

#### 第6節 再生可能エネルギーの利用の促進

第24条 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、優先的に再生可能エネルギーを利用するよう努めなければならない。

2 市は、事業者及び市民による再生可能エネルギーの導入を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、事業者が行う再生可能エネルギーの有効利用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術の研究及び製品の開発の支援に努めなければならない。

4 市は、市が所有する施設又は事業において使用する電力及びエネルギーの調達に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努めなければならない。

#### 第7節 廃棄物の発生の抑制等

第25条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その事業活動又は日常生活において、廃棄物の発生の抑制、排出の抑制、再使用及び再生利用その他の資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めなければならない。

#### 第8節 森林の保全、整備等

第26条 市及び森林所有者(森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。)は、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な保全及び整備に努めるものとする。

2 市は、事業者、市民及び民間団体と連携し、及び協働して、市内で生産された木材その他の森林資源の利用の推進に努めるものとする。

3 市は、森林の有する温室効果ガスの吸収機能に関し、事業者及び市民の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第9節 気候変動適応の推進

第27条 市は、地域の特性に応じた気候変動適応を推進するものとする。

2 事業者及び市民は、その事業活動又は日常生活において、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、市の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 市は、気候変動影響及び気候変動適応に関し、事業者及び市民の理解を深めるた

め、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第10節 教育及び学習の推進等

(地球温暖化対策に関する教育及び学習)

第28条 市は、教育機関、事業者及び民間団体と連携し、及び協働して、あらゆる機会を通じて、地球温暖化対策に関する教育及び学習の推進に努めるものとする。

(啓発活動等)

第29条 市は、事業者及び市民が地球温暖化対策に関する関心と理解を深めることができるよう啓発活動及び広報活動の充実に努めなければならない。

#### 第3章 地球温暖化対策の推進体制等

(地球温暖化対策地域協議会に対する支援)

第30条 市は、法第40条第1項の規定により組織される地球温暖化対策地域協議会が、日常生活における地球温暖化対策の促進に向けた普及啓発、情報提供その他の活動を積極的に行うことができるよう必要な支援に努めなければならない。

(地域地球温暖化防止活動推進センター等に対する支援)

第31条 市は、地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1項の規定により市長が指定する者をいう。)及び地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定により市長が委嘱する者をいう。)が、事業者及び市民の地球温暖化対策を促進する役割を積極的に果たすことができるよう必要な支援に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第32条 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りつつ、地球温暖化対策を効果的に推進するものとする。

#### 第4章 相模原市地球温暖化対策推進会議

(設置等)

第33条 地球温暖化対策の効果的な推進を図るため、相模原市地球温暖化対策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、地球温暖化対策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議する。

3 推進会議は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任は、これを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織、運営等について必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 雑則

(顕彰)

第34条 市長は、地球温暖化対策の推進に関し、特に優れた取組を行った事業者、



市民及び民間団体を顕彰することができる。

(委任)

第35条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画は、第6条の規定により策定された地球温暖化対策実行計画とみなす。

附 則(平成28年5月27日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月20日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の相模原市地球温暖化対策推進条例第11条第1項又は第3項の規定により提出された同条第1項に規定する地球温暖化対策計画(令和4年度が計画期間に含まれるものに限る。以下「旧地球温暖化対策計画」という。)及び同条第5項の規定により報告された実施状況(旧地球温暖化対策計画の実施状況であるものに限る。)は、それぞれ改正後のさがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(以下「新条例」という。)第12条第3項に規定する地球温暖化対策計画(以下「新地球温暖化対策計画」という。)及び同条第6項に規定する実施状況(以下「新地球温暖化対策計画実施状況報告」という。)とみなす。

3 市長は、前項の規定によりみなされた新地球温暖化対策計画(以下この項において「みなし地球温暖化対策計画」という。)を提出した者から申出があったときは、次に掲げるものについて、新条例第12条第7項の規定を適用しないことができる。

(1) みなし地球温暖化対策計画及び前項の規定によりみなされた新地球温暖化対策計画実施状況報告の概要

(2) 新条例第12条第4項の規定により提出されたみなし地球温暖化対策計画に係る変更後の地球温暖化対策計画

(3) 新条例第12条第6項の規定により報告されたみなし地球温暖化対策計画(前号に規定する変更後の地球温暖化対策計画がある場合は、当該変更後の地球温暖化対策計画)に係る実施状況の概要